

グリーンシート改革のための本協会関係規則の改正について

平成 15 年 12 月 12 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、昨今、グリーンシート銘柄が増加している現状を勘案し、エマージング銘柄の位置付けの明確化を図るとともに、取扱会員の行う銘柄審査内容及び審査手続きを充実させ、グリーンシート制度のより一層の信頼性の向上を目指すために、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 2 号)の一部について、主に以下のとおり所要の整備を行うこととした。

項 目	内 容	備 考
1.エマージング区分の明確化	エマージングの対象企業群を「取扱会員となろうとする会員において第 24 条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分」と表現することとする あわせて、他の区分もより明確な実態を表す表現に改めることとする	現行は「ベンチャー企業、成長指向企業、上場指向企業が発行する株券等向け銘柄区分」
2.審査項目	取扱会員となろうとする会員がエマージング等に区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする場合の審査項目に、下記の事項を追加する。 財務諸表又は連結財務諸表に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重大な事項が除外事項とされていないこと及び追記情報として記載されていないこと。 事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、その基礎となるビジネスモデルに収益性が認められること。 当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること。	・ 従来の審査項目である「事業の成長性」は、及び に置換えることとする。

項 目	内 容	備 考
3.社内規則の本協会への提出	取扱会員となろうとする会員は、あらかじめ適正な審査を行うに足る社内規則を定め、本協会に提出するものとする	現行はあらかじめ社内規則を定めることだけを義務付けている。
4.指定に当たっての本協会の確認	本協会は、取扱会員となろうとする会員により第24条第1項の審査が行われたことを、当該会員から提出された審査の結果について記した書面により確認し、所定の手続きを経た後、グリーンシー 銘柄として指定することとする	・現行は、書類の不備の確認及び銘柄区分の適正性の確認のみとなっている。
5.その他	その他所要の規定の整備を図る。	
6.施行日	平成16年1月20日から施行する。	

内容に関する問い合わせ先：

日本証券業協会 市場部エクイティグループ 担当：平田、森本 (TEL:03 - 3667 - 8647)

店頭市場部市場企画グループ 担当：島村、山本 (TEL:03 - 3667 - 8459)

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成15年12月12日から平成15年12月26日午後5時00分まで(必着)

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合 public@wan.jsda.or.jp

(注)住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。